

令和5年度東温市における障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、東温市調達方針を定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、東温市の全ての組織に適用する。

4 対象施設

この調達方針の対象施設は、その所在地が愛媛県内にある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定を受けた特例子会社の事業所
- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第2項に規定する重度障害者多数雇用事業所

(3) 在宅就業障害者等

- ・障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- ・障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(4) 障がい者共同受注窓口

※障がい者共同受注窓口とは、複数の障害者就労施設等に対して物品等の調達をあっせん又は仲介等の業務を行う者をいう。

5 調達対象品目

市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が提供可能な全ての物品等を対象とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組を行う。

(1) 全庁的な取組の推進

全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

各課局室が、物品等の調達を円滑に進めることができるよう、市民福祉部社会福祉課は障害者就労施設等が取り扱う物品等の情報を提供し、調達の推進を図る。また、必要に応じて、関係各課局室との協議を行うなど、調達の推進に向けた連絡調整等を行う。

(3) 随意契約による調達の推進

東温市財務規則（平成16年東温市規則第36号）の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

(4) 共同受注窓口の活用

障害者就労施設等からの調達に準じて、市と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口を介した調達の推進に努める。

(5) 障害者就労施設等への配慮

障害者就労施設等への発注に当たっては、規格や仕様を可能な限り明確化し、納期の設定や発注方法など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。

(6) 障害者就労施設等の物品販売の機会の確保

市・関係団体が主催する行事等において、障害者就労施設等の物品販売の機会を確保することに配慮する。

7 物品等の調達目標

令和5年度は、令和4年度に障害者就労施設等から調達した物品等について件数及び実績額を上回ることを目標とする。

令和4年度調達実績 23件 761,460円

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定し、又は見直したときは、公表する。

(2) 調達実績は、会計年度終了後に取りまとめ、その概要を公表する。

附 則

この調達方針は、令和5年5月25日から施行する。